

標準引越約款が改正されました！

平成 30 年 6 月 1 日より引越の契約ルールが変わります。

消費者ニーズの多様化や作業員不足等の課題に対応するため、解約・延期手数料の見直し等、標準引越運送約款、標準貨物軽自動車引越運送約款及び標準貨物自動車利用運送（引越）約款が改正されました。

詳細は国土交通省ホームページにリーフレットに記載されておりますので、ご利用者およびトラック事業者の皆様におかれましては、国土交通省ホームページにて詳細をご確認くださいませようようお願い申し上げます。

【改正内容】

- [1] 解約・延期手数料の請求対象日及び料率を見直す。
- [2] 標準引越運送約款及び標準貨物自動車利用運送（引越）約款の適用範囲に積合せによる引越運送を加える。

【国土交通省 HP】

- （利用者の方へ）引越運送業の契約のルールが変わります！

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000034.html

- （トラック事業者の方へ）標準引越運送約款等の改正について

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000033.html

※事業者の皆様におかれましては以下についてもご確認願います。

- 標準引越運送約款等改正に伴いトラック事業者に行っていただくこと

<http://www.mlit.go.jp/common/001233069.pdf>

- 標準引越運送約款等改正に係る Q & A

<http://www.mlit.go.jp/common/001233072.pdf>

- 運賃料金設定（変更）届出様式例

<http://www.mlit.go.jp/common/001233073.xlsx>

- 標準引越運送約款等改正の概要

<http://www.mlit.go.jp/common/001233074.pdf>